

利用契約書 (案)

令和6年 月 日

(甲)

住 所：岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

甲 名：岡山県

代表者名：岡山県知事 伊原木 隆太

(乙)

住 所：

乙 名：

代表者名：

岡山県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、乙が甲に提供する「地方税電子申告サービス」に係る乙のASPサービスの利用について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、乙に対し、「地方税電子申告サービス」に係る乙のASPサービス（以下「本サービス」という。）の提供及び本サービスに係る技術上の支援（以下「本件業務」という。）を依頼し、乙はこれを提供する。

（本サービスの内容）

第2条 本サービスとは、地方税の電子申告に関連して、地方税共同機構（以下「機構」という。）が運営する地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という。）と連携し、LWAN回線を利用して、甲に設置する審査システム操作端末と乙が運営するインターネットデータサービスセンタ（以下「センタ」という。）内に設置された審査システムサーバと接続して、電子申告データ等の審査及びデータの保管等を行うASP方式によるコンピュータサービスをいう。

（甲から乙に対する事前通知並びにID及びパスワードの付与）

第3条 甲は、乙に対し、本サービスの利用の開始を希望する日及び甲が本サービスを利用するうえで必要な事項を事前にメール又は書面をもって通知する。通知をメールにより実施した場合には、乙が当該通知の内容をメールにて受信した時点から、郵送により実施した場合には、当該通知が乙に到達した時点から効力を有するものとする。

2 前項の通知に基づいて、乙は、甲に対して速やかにユーザID及びパスワードを提供する。

（契約期間及び解約）

第4条 本契約の契約期間は、契約締結日から令和11年12月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、解約を希望する日の3ヶ月以上前に書面をもって申し入れたときは、本契約を解約することができる。

（本契約の変更）

第5条 甲又は乙が本契約の内容を変更する場合は、あらかじめ文書により変更後の契約内容を相手方に通知し、甲乙協議の上変更することができる。

（契約保証金）

第6条 甲は、乙が甲に納付すべき契約保証金を免除する。

（権利の帰属）

第7条 本サービスに係るソフトウェア等の一切の権利は乙又は当該ソフトウェアの開発者に帰属する。

（ソフトウェアの使用許諾等）

第8条 乙は、甲に対し、甲が本サービスを利用するために必要なソフトウェア等を使用する非独占的な権利のみを許諾し、甲は、本サービスに係る著作権その他のいかなる権利も取得しないものとする。

(危険負担)

第9条 甲と乙との間で、機材又は文書等を移動するに際して、その滅失又は毀損が発生した場合の原状復旧に係る費用その他の損失の負担は次のとおりとする。

- (1) 甲に対する引渡し前に発生したときは、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き乙の負担とする。
- (2) 甲に対する引渡し後に発生したときは、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き甲の負担とする。

(料 金)

第10条 本サービスの利用料金は、月額 円とする。

(料金の支払)

- 第11条 甲は、前条に規定する料金に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「利用料金等」という。）を乙に支払うものとする。
- 2 本サービスの利用料金は令和6年12月9日からサービス利用終了日までの間で発生するものとし、利用料金等の支払期間は令和7年1月分から令和11年12月分までの60ヶ月とする。ただし、令和6年12月9日から同月31日までの間の利用料金等は日割り計算とし、令和7年1月分の利用料金等と併せて支払うものとする。
 - 3 乙は、令和7年1月1日から3月を経過するごとに、当該期間に対応する利用料金等に相当する額を請求することができる。
 - 4 甲は、前項の規定による適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に乙に請求のあった利用料金等を支払うものとする。
 - 5 利用料金等は、乙が指定する銀行口座への振込により行うものとする。なお、振込手数料その他の費用は甲の負担とする。
 - 6 甲が第4項の規定により請求のあった利用料金等の支払をする期限となる日が金融機関の休業日にあたる場合は、甲は、翌営業日までに乙に請求のあった利用料金等を支払うものとする。
 - 7 甲が本契約に基づく利用料金等の支払を遅延したときは、第4項又は前項に規定する請求のあった利用料金等の支払をする期限となる日の翌日から利用料金等を支払った日までの期間における当該請求のあった利用料金等に年2.5%の割合による遅延損害金を加算して支払うものとする。

(最短利用期間)

第12条 甲は、乙が本サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月（以下「最短利用期間」という。）内に本契約の解約を行う場合は、解約日から最短利用期間の末日までの期間に対応する利用料金等に相当する額を一括して乙に支払うものとする。

(本サービス利用上の善管注意義務等)

- 第13条 甲は、乙が別に定める規程に従った運用管理を行い、善良なる管理者の注意をもって管理する。
- 2 甲は、本サービスのシステム利用マニュアル、画面、出力帳票、ハードコピー等の原本又はコピーを乙の書面による事前の同意を得ず、第三者に開示しないものとする。

(ユーザID及びパスワードの管理)

第14条 甲は、甲のユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏えいすることのないよう厳重に管理する。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により甲及び第三者が損害を被った場合、乙は責任を負わないものとする。

2 第三者が甲のユーザID及びパスワードを用いて本サービスを利用した場合、甲は当該利用についての利用料金等の支払その他の債務を負担し、乙が請求したときは乙が被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の故意又は過失により甲のユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではない。

(禁止行為)

第15条 甲は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 本サービスに関する情報を改ざんする行為
- (2) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為
- (3) 第三者又は乙の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為
- (4) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者又は乙が保有する個人情報を収集する行為
- (5) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
- (6) 第三者又は乙の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (7) 法令又は公序良俗に反する行為
- (8) 第三者に本サービスを利用させる行為（書面により乙が事前に承諾した場合を除く。）

(データの管理)

第16条 乙は、甲がセンタ内に設置されたサーバに格納した電子申告等に係るデータ等について、善良なる管理者の注意をもって機密として管理する。

2 乙は、センタ内に設置されたサーバ等に、前項のデータを10年間保存する。

3 前項の規定にかかわらず、国税連携サービスにおいては第1項のデータを2年間格納する。

(本サービスの一時的な中断及び提供停止)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができる。ただし、本サービスの中断があった場合及び本サービスが復旧した場合は、速やかに甲に連絡を行う。

- (1) 乙が管理する本サービスに係る設備等（以下「本サービス用設備等」という。）の故障により保守を行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供することができない場合

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲に事前に通知のうえ、本サービスの提供を一時的に中断することができる。

- (1) 本サービス用設備等の定期点検を行う場合
- (2) 本サービス用設備等の保守又は工事上やむを得ない場合
- (3) 本サービスに係る電気通信回線について、電気通信事業者がその提供を中止した場合

3 乙は、甲が本契約に違反した場合で、当該違反が重大かつ明白なときは、甲への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することがで

きる。

- 4 乙は、前3項の規定により本サービスを提供しなかった場合において、甲又は第三者が被った損害について、責任を負わないものとする。

(本サービス用設備等の障害時の対応)

第18条 乙は、本サービス用設備等のうち、センタに設置するサーバ等の障害により、本サービスの利用が一時的に中断せざるを得なくなった場合には前条第1項ただし書に規定する連絡を行った上で、速やかにこの障害の復旧に努めるものとする。

- 2 乙は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備等に接続する乙が借り受けた電気通信回線に障害があることを知ったときは、乙の責任において当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとする。

(権利義務譲渡等の禁止)

第19条 甲又は乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ず、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

(再委託)

第20条 乙は、本件業務の全部又は一部について第三者への委託又は請け負わせること(以下「再委託等」という。)をしてはならない。ただし、乙がeLTAxに関するサポート事業者の申請をして機構の承認を得た「eLTAxサポート事業者」に対して、本件業務の一部の再委託等をするため、次の事項を書面により甲に事前に申請し、承認を得たときはこの限りでない。

- (1) 再委託等をする受任者又は請負人(以下「再委託先」という。)の名称等
 - (2) 再委託等をする理由及びサービス(業務)の内容
 - (3) 再委託等に係る情報
 - (4) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等
 - (5) その他甲が必要とする事項
- 2 乙は、前項ただし書の規定により、本件業務の一部についてeLTAxサポート事業者に再委託等をするときは、次のとおりとする。
 - (1) 乙は、eLTAxサポート事業者との間で業務上知り得た個人情報等(第27条第1項に規定する個人情報等をいう。)の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱い等本契約と同等の内容の契約を締結しなければならない。
 - (2) 乙は、再委託先の行為について責任を負うものとする。

(乙による契約解除)

第21条 乙は次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは速やかに甲に通知するものとし、甲は本契約を解除することができるものとする。

- (1) 本契約に違反し甲から相当期間を定めた催告があった後も当該違反を是正しないとき。
- (2) 事業の譲渡、合併、その他経営上の重要な変更があったとき。
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、又は特別清算の各開始の申立てがあったと

- き。
- (6) 事業を停止したとき、又は解散の決議をしたとき。
 - (7) 手形交換所の取引停止処分を受け、又は不渡手形を生じたとき。
 - (8) 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき。
 - (9) その他本契約の遂行が困難と判断されるに足る客観的事由が生じたとき。
 - (10) 甲に対する詐術その他の背信的行為があったとき。
 - (11) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明したとき。

(甲による契約解除)

第 22 条 甲は次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは速やかに乙に通知し、乙は本契約を解除するものとする。

- (1) 本契約に違反し乙から相当期間を定めた催告があった後も当該違反を是正することができないとき。
- (2) 本契約の遂行が困難と判断されるに足る客観的事由が生じたとき。
- (3) 乙に対する詐術その他の背信的行為があったとき。

(サービスの廃止)

第 23 条 乙は、天災地変等不可抗力により本サービスの提供が不可能となった場合に甲に直ちにその旨を通知したときは、本サービスの全部又は一部を廃止し、本契約を解除することができるものとする。

- 2 前項に基づき本サービスを廃止する場合、乙は、既に受領した利用料金等のうち、本サービスを提供していない日数に対応する額を日割り計算にて甲に返還する。

(国税連携システム等におけるセキュリティの確保)

第 24 条 乙は、国税連携システムに係る業務及び電子申告の審査サーバの運営に係る業務において、総務大臣が定める電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（以下「技術基準」という。）を満たすセキュリティ対策を実施する。

(指定法人監査)

第 25 条 乙は、総務大臣が指定する指定法人が技術基準に基づき定期的に行う監査を受け、当該監査に適合するサービスを提供する。

- 2 乙は、前項の監査の結果、乙が本サービスの実施に必要な電気通信回線その他電気通信設備を有しないこと、技術基準に適合したセキュリティ対策が実施されていないこと等の不適合が認められた場合、甲にその旨を通知し、速やかに是正を行うものとする。
- 3 前項の場合において乙が速やかに是正を行わない場合には、甲は、自己の債務を履行せず、本契約を解除することができる。
- 4 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合には、甲にその賠償を請求することはできないものとする。

(個人情報の取扱い)

第 26 条 乙は、この契約による業務を遂行するために必要な個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 2 条に定める個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 乙は甲から個人情報を受領した場合、甲乙協議のうえ定めた方法に従い、個人情報の受領証を甲に提出する。
- 3 乙は、甲から預託された個人情報について法第24条以下に規定される個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等（以下「開示等」という。）を行う権限を有せず、個人情報の主体から開示等の依頼を受けた場合、その旨を甲に通知することとする。

（機密情報等の保護）

第27条 本契約において機密情報等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 法令、本契約に従い、甲が乙に対し取扱を委託する正当な権利を有する情報及びその蔵置媒体
- (2) 本契約の履行に関して相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業上その他の業務上の情報であつて、相手方が機密である旨指示したもの。ただし、次のものを除く。
 - (ア) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
 - (イ) 守秘義務を負うことなく既に保有しているもの
 - (ウ) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (エ) 相手方から書面により開示を承諾されたもの
 - (オ) 機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
- 2 乙は、甲から預託された機密情報等の取扱について、次の各号に定める義務を負う。
 - (1) 善良なる管理者の注意義務をもって、機密情報等を保管すること
 - (2) 機密情報等を本契約の履行以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）しないこと
 - (3) 機密情報等を第三者に提供しないこと。ただし、第7項に規定する場合は、この限りでない。
 - (4) 機密情報等を目的外利用すること、漏えい、滅失若しくは毀損又は改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他機密情報等の適切な管理のために必要な措置を講じること
 - (5) 自己の責任において、本契約により機密情報等を取扱う自己の従業者（自己の組織内にあつて直接間接に自己の指揮監督を受けて自己の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員のみならず、取締役、監査役、派遣社員（退職した者を含む。）を含む。以下「従業者」という。）に本条の義務を遵守させること
- 3 乙は、従業者（監査役、派遣社員を除く。）の中から実施責任者及び機密情報保護担当者を定め甲に書面により通知する。これを変更した場合も同様とする。
- 4 甲からの要請、指示等の受理、甲への依頼又は報告その他連絡等については、原則として機密情報保護担当者を通じて行うものとする。
- 5 機密情報保護担当者と実施責任者はこれを兼ねることができる。
- 6 乙は、e L T A Xサポート事業者を除く第三者に本サービスに係る機密情報等を開示する必要がある場合、事前に相手方の書面による承諾を得て提供することができるものとする。この場合において乙は、第2項に定める自己の義務と同等の義務を当該第三者に課すとともに、機密情報等の安全管理が図られるよう、当該第三者に対する必要かつ適切な監督を行う。
- 7 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、甲から預託された個人情報等を複製してはならない。
- 8 乙は、甲から預託された機密情報等について第三者へ提供（第7項に規定する承諾を得たもの若しくはe L T A Xサポート事業者に対し提供するものを除く。）又は漏えい等

(以下「事故」という。)が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに必要な措置を行い事故の極小化を図るとともに、直ちに甲に事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告を行い、対応等について甲と協議する。

9 本条の定めは、本契約が終了した後も効力を有するものとする。

(個人情報及び機密情報等に係る報告)

第 28 条 甲は、乙に対し、個人情報及び機密情報等の取扱いにつき次の各号に掲げる事項(以下「取扱事項」という。)の状況を甲が報告を求めたときに報告するものとする。

(1) 第 2 項の義務の履行状況

(2) 甲から預託された個人情報及び機密情報等を本契約履行のためにのみ利用している事実・状況

(契約終了後の処理)

第 29 条 甲は、本契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって乙から提供を受けた機器、ソフトウェア、これらに関わる全ての資料等(当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含む。)を直ちに乙に返還し、甲の設備などに格納されたソフトウェア、資料等については、甲の責任で廃棄する。

2 乙は、本契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって甲から提供を受けた資料等(資料等の全部又は一部の複製物を含む。)、センタ内のサーバ等に記録されたデータ等を直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲から別段の指示があるときは、その指示に従い乙の責任で廃棄その他の処分をするものとする。

3 甲が、他の e L T A X ベンダへ変更することを目的として本契約を終了する場合には、乙の責任と費用負担において当該変更にかかるデータ移行を実施するものとする。

(廃棄の方法)

第 30 条 乙は、甲から預託された機密情報等を削除する場合又は等機密情報を含んだ電子媒体等を廃棄する場合には、甲乙協議の上決定した廃棄方法、期限等に従い、乙の責任で削除し、又は廃棄する。

2 乙は前項の規定による削除又は廃棄が完了したときは、甲に対して書面により報告するものとする。

(公表)

第 31 条 甲が本契約又は本サービスに関する情報を公表する場合には、その公表の内容、時期、方法等につき、事前に甲乙協議して定めるものとする。

2 事故が発生した場合は、甲は前項の規定に関わらず、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができるものとする。

3 甲又は乙は、機構から本契約の状況を確認する求めがあった場合には、この契約の写しを機構に提供するものとする。

(損害賠償)

第 32 条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により甲に直接かつ現実に発生した通常の損害を賠償するものとする。ただし、賠償の額は利用料金等の額を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が第 26 条、第 27 条又は第 30 条の規定に違反し甲が損害を被った場合は、乙は、その損害の全額を賠償するものとする。

- 3 乙は、甲が必要な措置を怠ったことに起因して発生又は拡大した損害、乙の責めに帰すことができない事由から生じた損害、乙の予見できない特別の事情から生じた損害、逸失利益等について賠償の責任を負わないものとする。

(免責)

第33条 本契約又は本サービスに関して乙が負う責任は、前条の範囲に限られるものとする。また、乙は、次の各号に起因した本サービスの故障又は不具合により甲に発生した損害については免責されるものとする。

- (1) 乙による本サービスの納入完了後、甲の故意又は過失により誤操作が行われた場合
- (2) 乙の書面による事前の同意なくして甲又は第三者により本サービスの改造又は改変が行われた場合
- (3) 乙の書面による事前の同意なくして、本サービスを使用するために用いるハードウェアに甲又は第三者により、乙の許諾したもの以外の機器等の接続が行われた場合
- (4) 乙の書面による事前の同意なくして、本サービスを利用するために用いるハードウェアに甲又は第三者により、乙の許諾したもの以外のソフトウェア等のインストールが行われた場合
- (5) 甲が故障又は不具合を発見後、速やかに乙に通知しなかった場合
- (6) その他乙の責に帰すべからざる事由による場合

(規約等の遵守)

第34条 乙は、本サービスの提供に当たり、法令、機構が制定したeLTA Xに関連する各種規約、要綱等を遵守するものとする。

(協議)

第35条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(合意管轄)

第36条 本契約に関する一切の紛争は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の合意管轄裁判所として処理するものとする。

本契約の締結を証するためこの契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。